

公立大学法人高知工科大学中期計画

目次

- 第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織
- 第2 高知工科大学の教育、研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置
- 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置
- 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
- 第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報提供に関する目標を達成するための措置
- 第6 その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置
- 第7 その他記載事項

計画

第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期計画の期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。

2 教育研究上の基本組織

(1) 学群及び学部並びに大学院研究科

学群・学部	システム工学群	
	環境理工学群	
	情報学群	
	マネジメント学部	マネジメント学科
大学院研究科	工学研究科	基盤工学専攻

(2) 研究所等

地域連携機構	連携研究センター
	地域連携センター
研究所	総合研究所

	社会マネジメント研究所
	ナノデバイス研究所
研究センター	ナノ創製センター

第2 高知工科大学の教育、研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

1. 教育効果の向上を図るために、少人数教育や学生への個別指導を実施する。
2. マネジメント学部に加え、工学部をシステム工学群、環境理工学群、情報学群の工学系3学群に改編することによって、単一の狭い専門分野だけではなく様々な関連領域を幅広く学ぶことの出来る教育を提供する。
3. 大学院修士課程においては、学士課程より深い専門知識や問題発見・解決能力を身につけた人材を育成するとともに、さらに博士後期課程においては高度な専門的能力を有する高度技術者及び高度研究者を養成する。
4. 学生の学習意欲を増進するために、各種表彰制度を実施する。
5. 教育成果の改善に活かすために、企業や卒業生からの意見を聴取する。

(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

1. 学生による授業評価を行い、これを教員評価に反映させる。
2. 大学教育への順調な接続を図るために、導入教育を充実させる。
3. 職業人としての基礎的な能力を獲得させるために、キャリア教育を行う。
4. 国際コミュニケーション力を涵養するために、学生の国際学会発表を奨励する。

(3) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

1. 大学教育の質向上を図るために、工学部を工学系3学群へ改編するとともに、学士課程教育及び大学院教育における教育プログラムを継続的に改善する。
2. マネジメント学部や工学系学群における学士課程教育に対応するため、より効果的な大学院教育プログラムを検討し、必要な取り組みを行う。
3. 年次進行による着実な学力の向上と卒業時の学力到達水準の保持を目指して、クオータ制と総合評価制度（G P A）を実施する。
4. 高度化したシラバスや教材等の提供により、学生の自主的学習を支援する。
5. 学生の特徴や状況を十分に把握できるようにするために、教務関連情報を処理するシステムを作成する。

6. 県内高校や四国内の大学など他の教育機関との戦略的教育連携を図る。
7. 卒業生が活躍できる場を広げるため、教職課程を継続的に改善する。
8. 専門的能力をより一層充実させるとともに、指導力とコミュニケーション力の涵養を図るために、大学院生をTAとして採用する。
9. 教育力向上を図るために、組織的なFD (Faculty Development : 教員研修) 活動およびSD (Staff Development : 職員研修) 活動を行う。

(4) 学生支援に関する目標を達成するための措置

1. 学生の身体的・精神的な健康を増進し、安全・安心をキーワードに学生支援の充実を図る。
2. 学生に対する就職支援とキャリア支援を行う。
3. 学業以外でも充実した学生生活を行うための学生生活支援を行う。
4. 学会等での論文発表など学外での成果発表を奨励するために、学生に対して旅費その他の経費を支援する。

(5) 学生の受入れに関する目標を達成するための措置

1. 高知県内高校からの入学を支援するために、奨学制度その他の措置を導入する。
2. 受験機会を拡大するために、多様な入学試験と奨学制度を実施する。
3. 大学院生・留学生及び社会人学生の増加を図るために、各種の措置を講ずる。
4. 大学の特徴及び入学生受け入れ方針を、全国に周知するために、各種広報手段を活用する。

2 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置

1. 学内における各領域の研究を互いに紹介して常に連携や共同研究を模索する。
2. 国際的研究活動を推進するため、留学生や研究生の増員を図る。
3. 応用的な研究と基礎的な研究とのバランスをふまえながら、研究を進展させる。
4. 他の教育機関との戦略的な共同研究を図る。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1. 地域連携機構を発足させるとともに、研究本部、地域連携機構、総合研究所を中心とする研究体制の構築を図る。
2. 研究を継続的に発展させるために、研究費の獲得や研究の継続的実施を支援するための措置を講ずる。
3. 重要な研究領域に対して、博士研究員や時限任用教員などの人員や研究費を重点的に配分する。
4. 研究情報の取得を容易にするため、附属情報図書館を充実させる。

3 社会貢献の質の向上に関する目標を達成するための措置

(1) 地域連携に関する目標を達成するための措置

1. 地域との連携に向けて、ニーズの把握・発掘に努めるために、地域連携機構を中心とする大学の体制を整備する。
2. 地域連携に成果をあげた研究グループを支援する体制を整備する。

(2) 地域への開放に関する目標を達成するための措置

1. 地域連携機構を中心として、地域のニーズに応える公開講座を実施する。
2. 情報図書館等の大学施設を地域の研究開発者や技術者を含む地域住民に開放するとともに、その周知を図る。
3. 大規模災害に備えて、大学の建物や情報通信設備等の資源の有効活用と、県、市町村、警察、消防等の災害救援活動への協力のための準備を行う。

(3) 地域の活性化及び振興に関する目標を達成するための措置

1. 社会人教育、生涯教育を活性化するための拠点を形成するための取り組みを行う。
2. 教員の研究内容、研究成果等に関する情報を公開し、共同研究・受託研究等の受け入れを推進する。
3. 県の施策の方向性を踏まえた地域の活性化や振興のための活動を行う。

(4) 県内の大学及び高等学校等との連携に関する目標を達成するための措置

1. 県内大学や県内高校など他の教育機関との戦略的連携を図る。

(5) 国際交流に関する目標を達成するための措置

1. 大学の国際性を高めるために、海外の大学との交流や留学生の受け入れを推進する。
2. 国際会議を積極的に主催する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

1. 私立大学として構築した業務体系の長所を継承する。
2. 理事会、経営審議会、教育研究審議会を設置し、経営と教学とが適切な役割分担を行う業務体制とする。
3. 大学としての意思決定の迅速化と業務の効率化を図るための組織体制とし、常に改善を図る。

- 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置
 1. 大学教育の質向上を図るために、工学部を工学系3学群へ改編する。(短縮再掲)
 2. マネジメント学部や工学系学群における学士課程教育に対応するため、より効果的な大学院教育プログラムを検討し、必要な取り組みを行う。(再掲)
 3. 社会人教育、生涯教育を活性化するための拠点を形成するための取り組みを行う。(再掲)
 4. 地域連携機構を発足させるとともに、研究本部、地域連携機構、総合研究所を中心とする研究体制の構築を図る。(再掲)
 5. 大学の重点課題に対応するため、適正かつ合理的な人員配置を行う。
 6. 教育研究水準の一層の向上と効果的な大学運営を図るため、財務状況を考慮しつつ中長期的な見通しのもとに、適切な教員及び事務職員の配置を行う。
- 3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置
 1. 優秀な教員や事務職員を採用する仕組を整備する。
 2. 職員の能力と実績を総合的に評価する制度を構築し、その評価結果が給与等に適切に反映する仕組を整備する。
- 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置
 1. 学内の各種データを大学マネジメント用データベースとして構造的に一元化する。
 2. 事務職員の能力を高めるために、組織的なSD(Staff Development:職員研修)活動を行う。

- 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
- 1 外部資金その他自己収入の増加に関する目標を達成するための措置
 1. 競争的教育研究資金の獲得を支援する仕組みを構築する。
 2. 競争的研究資金を獲得可能な教員を採用する。
 - 2 効果的かつ効率的な経費の執行に関する目標を達成するための措置
 1. 業務構造自体の改善のための初期投資を積極的に行う。
 2. 職員の一人ひとりの技能(スキル)を向上させることによって、業務の効率化を図りながら経費の節減を行う。
 3. 年度を越えた資金の使用を可能にする等の経費の弾力的使用的ための制度を導入する。
 4. 国からの財政的支援額を考慮して、教育組織と学生定員のあり方を常に検討する。
 - 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置
 1. 常に資産の把握・分析を行う。

2. 法人の自己判断において、厳格な管理と、安全かつ効率的・効果的な運用を図る。

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報提供に関する目標を達成するための措置

1 自己点検及び評価並びに第三者評価に関する目標を達成するための措置

1. 中期目標・中期計画に即して自己点検評価を企画・実施し、その結果を大学運営に反映する。
2. 中期目標の期間中に、認証評価機関の評価を受ける。

2 情報公開等に関する目標を達成するための措置

1. 学長と情報集積本部の指導の下に適切な組織情報の開示を行う。
2. 大学のWEBサイト（リポジトリのページ等）を用いて、大学の知的資産を公開し、持続的な情報発信を行う。

第6 その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置

1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

1. 施設設備の利用状況を常時調査し、その結果を全学的視点での有効利用に活用する。
2. 施設設備の現状を把握し、老朽設備の計画的な更新を進める。
3. 地震等の大規模災害時における地域の避難場所として対応できる建物・設備の維持や整備に努める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

1. 労働安全衛生法等に基づく安全管理体制を確保し、学生・職員の健康保持及び安全衛生に努める。
2. 学内の危機管理体制を構築し、さまざまな状況に対する訓練を行うことによって、危機管理能力を向上させる。

3 社会的責任に関する目標を達成するための措置

1. 各種ハラスメントに対するマニュアルを作成し、学生・職員に配布する。
2. 職員を対象とした研修会を充実させるなど、より一層の意識の浸透を図る。
3. 学生と職員との相談制度を充実する。
4. 学内にコンプライアンスを推進するための委員会を設置して、研修会等を実施する。

4 環境保全等に関する目標を達成するための措置

1. 教育研究活動によって生じた廃棄物の適切な処理を行う。

2. 環境保全や環境への負荷低減に貢献する教育研究の推進を支援する。
3. 再生可能廃棄物のリサイクルや教育研究活動における省エネルギーを推進する。

第7 その他記載事項

1 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

（1） 予算

平成21年度～平成26年度 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	28,682
運営費交付金	16,815
授業料及び入学検定料	7,987
受託研究棟事業収入	2,300
施設整備費補助金	0
その他収入	1,580
支出	28,682
教育研究経費	10,473
一般管理費	1,702
施設整備費	0
人件費	14,240
受託研究等事業費	2,029
その他支出	238

【人件費の見積】

期間中総額14,240百万円を支出する。

なお、人件費は、役員報酬並びに教職員給料諸手当、法定福利費及び退職手当に係るものである。

（2） 運営費交付金の算定ルール

各年度予算は平成20年度予算額を基準に公立大学法人としての運営を考慮し、積み上げたものとする。

各年度の運営費交付金額は、中期目標・計画を達成するために必要と考えられる標準的支出経費に各年度の特別要素を加算した支出合計額から、見込まれる標準的な収入を差し引いた額とする。

(3) 収支計画

平成21年度～平成26年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	29,890
経常費用	29,727
業務費	25,623
教育研究費	8,993
受託研究費等	2,030
人件費	14,240
一般管理費	1,613
雑損	0
減価償却費	2,851
臨時損失	163
収入の部	29,890
経常収益	29,610
運営費交付金	16,246
授業料等収益	7,987
受託研究費等収益	2,300
雑益	1,226
資産見返運営費交付金等戻入	331
資産見返物品受贈額戻入	1,520
財務収益	117
臨時利益	163
純益	0

(4) 資金計画

平成21年度～平成26年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	28,682
業務活動による支出	27,113
投資活動による支出	569
財務活動による支出	1,000
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	28,682
業務活動による収入	28,566
運営費交付金による収入	16,815
授業料及び入学検定料等による収入	7,987
受託研究等による収入	2,300
その他の収入	1,464
投資活動による収入	116
財務活動による収入	0

2 短期借入金の限度額

(1) 限度額

10億円

(2) 想定される理由

運営交付金の受け入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

4 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

5 県の規則で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

1. 施設設備の利用状況を調査し、全学的視点での有効利用を検討する。(再掲)
2. 施設設備の現状を把握し、老朽設備の計画的な更新を進める。(再掲)
3. 地震等の大規模災害時における地域の避難場所として対応できる建物・設備の維持や整備に努める。(再掲)

(2) 人事に関する計画

1. 優秀な教員や事務職員を採用する仕組を整備する。(再掲)
2. 職員の能力と実績を総合的に評価する制度を構築し、その評価結果が給与等に適切に反映する仕組を整備する。(再掲)

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

なし

(4) 積立金の使途

なし

(5) 公立大学法人の業務運営に関し必要な事項

なし